



交通安全だより



令和6年
冬の交通事故防止県民運動
12月15日(日曜日)から12月24日(火曜日)までの10日間

●スローガン
「飲みません 今日私がハンドルキーパー」

- 運動の重点
1. スピードダウンの徹底
 2. 高齢者と冬休み中のこどもの交通事故防止
 3. 飲酒運転の根絶
 4. 冬道用タイヤ装着の徹底



基本を身につけ 事故を防ごう!



自転車の「ながら運転」「酒気帯び運転」は厳罰!
 道路交通法の一部改正が令和6年11月1日に施行

◆「ながら運転」の罰則が強化!
 ◎スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合、またはその画面を見続けた場合

罰則 → 6月以下の懲役または10万円以下の罰金

◎「ながら運転」をして交通の危険を生じさせた場合
 罰則 → 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

◆「酒気帯び運転」にも罰則が適用!
 罰則 → 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

※従来は、「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていました。

八幡平市交通安全協会

①車あまり通らない道路だと、いきなり横断していませんか?

心当たりのある人は…

横断中に車と衝突するかも…

だから歩行者は必ず実践!

●道路の左右から近づいてくる車がないか確かめてから横断!

ドライバーも必ず実践!

●人通りの少ない道路でも歩行者の早期発見に努める!



▲通り慣れている道路では油断して安全確認を怠る歩行者が多い…

②青信号の横断歩道を渡るとき、前ばかり見ていませんか?

心当たりのある人は…

横断中に右・左折車と衝突するかも…

だから歩行者・自転車利用者は必ず実践!

●横断前と横断中は、右・左折車がきていないか確認!

ドライバーも必ず実践!

●右・左折前に横断歩道やその付近に歩行者・自転車がいないか確認!



▲青信号だと油断して安全確認を怠る歩行者・自転車利用者が多い…

③一時停止をせず、いきなり交差点を通行していませんか?

心当たりのある人は…

出会い頭に車と衝突するかも…

だから自転車利用者は必ず実践!

●必ず一時停止し、交差道路から車がきていないか確認!

ドライバーも必ず実践!

●交差道路側に一時停止標識があっても、自転車のとび出しを警戒!



▲交通量の少ない交差点では、一時停止を怠る自転車利用者が多い…

④夜間、黒っぽい服で出歩いていませんか?

心当たりのある人は…

ドライバーに見落とされるかも…

だから歩行者は必ず実践!

●明るい色合いの服や反射材を着用して、自分の存在をアピール!

ドライバーも必ず実践!

●特にライトの光が行き届かない前方右側からの横断歩行者を警戒!



▲黒っぽい服装の歩行者は、車のドライバーからは見えづらい…

冬道(積雪・凍結路)は滑りやすいから…スリップ事故防止のポイントを必ず実践!

①ジワジワと発進する!

●アクセルを強く踏むとタイヤが空回りして発進が困難になるので、「クリーブ現象」で発進したあと、徐々に加速しましょう。

②同時操作をしない!

●ハンドルとアクセル・ブレーキを同時に操作すると横滑りなどの危険が生じやすいので、アクセル等を戻してからハンドルを操作しましょう。

③ブレーキはソフトに!

●ブレーキを強く踏むと滑走して制動距離が延びるなどの危険が生じやすいので、エンジンブレーキで徐々に減速し、最後に軽くブレーキを踏んで止まりましょう。